

# 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付運営要領

(平成28年5月30日制定)

**改正** 平成28年12月20日  
平成29年3月28日  
平成30年2月28日  
平成31年3月29日  
令和2年9月29日

介護福祉士修学資金等（以下「修学資金等」という。）の貸付けについては、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、次に定めるものとする。

(養成施設等)

**第1条** 規程第2条に定める「介護福祉士等を養成する県内の学校、養成施設」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第1号から第3号までの規定並びに第40条第2項第5号の規定により、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「養成施設等」という。）をいう。

(介護福祉士修学資金)

**第2条** 介護福祉士修学資金の貸付対象者、貸付期間、貸付額は次のとおりとする。

(1) 貸付対象者は次の要件を満たすものとする。なお、他の都道府県から同資金を重複して貸付けを受けることはできない。

規程第2条第2項第1号の「介護福祉士修学資金」の貸付対象者は原則として県内の介護福祉士養成施設に在学する者で県内に住所を有する者であり、かつ卒業後に千葉県内（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。また、千葉県において貸付けを受け、東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。以下同じ。）において業務に従事する場合は、千葉県及び被災県の区域とする。）で規程第14条第1項第1号に該当する返還免除対象業務に従事しようとする者

ア 次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者であって、家庭の経済状況等から貸付けが必要と認められる者

（ア）学業成績が優秀と認められる者

（イ）卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者

(2) 貸付対象者の選定にあたっては介護福祉士養成施設から推薦を求めること等により公正かつ適切に行うこととする。

- (3) 貸付期間は、貸付けの決定の通知において定められる月から当該修学資金の貸付けを受けようとする者が在学している養成施設等の正規の修業期間を修了するまで、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が本人に貸し付けるものとする。ただし、病気による休学、留年等特別の理由があると認めるときは、この限りではない。
- (4) 介護福祉士修学資金の貸付額は、月額50,000円以内とする。ただし、次のアからエに定める額を加算できるものとする。
- ア 入学準備金 初回の貸付時に200,000円以内
  - イ 就職準備金 最終回の貸付時に200,000円以内
  - ウ 国家試験受験対策費用 一年度当たり40,000円以内で上限は2か年
  - エ 生活費加算 規程第3条第4項別表に定める一月当たり貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額（年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度内において同額でなければならないものとする。）。なお、ウの国家試験受験対策費用及びエの生活費加算の貸付対象者はそれぞれ、本条第1項第5号及び第6号に定める者に限る。
- (5) 対象経費は、介護福祉士養成施設に支払う授業料、実習費及び教材費等の納付金のほか参考図書、学用品、交通費及び国家試験の受験手数料の経費に充当するものであり、貸付額の範囲内であれば介護福祉士養成施設に支払うべき納付金の額に拘らず、貸付対象者の希望する額を貸し付ける。
- (6) 国家試験受験対策費用の取扱いについては、平成29年度以降に介護福祉士養成施設を卒業見込みの者であって、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者を対象とし、介護福祉士養成施設が通常教育課程とは別に実施する又は民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料又は参考図書の購入費用等の経費に充当するものであることとする。
- (7) 生活費加算の取扱いについては、貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準じる経済状況にあると本会会長が認める世帯の世帯員である者とする。なお、「これに準じる経済状況」については、貸付申請日の属する年度又は前年度において、以下のいずれかの措置を受けているものとする。
- ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
  - イ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
  - ウ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金の減免
  - エ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

(介護福祉士実務者研修受講資金)

**第3条** 介護福祉士実務者研修受講資金の貸付対象者、貸付期間、貸付額は次のとおりとする。

- (1) 貸付対象者は原則として県内の実務者研修施設に在学し、県内に住所を有する者とする。
- (2) 貸付期間は、実務者研修施設に在学する期間とする。
- (3) 貸付対象者の選定にあたっては実務者研修施設から推薦を求めること等により公正かつ適切に行うこととする。
- (4) 貸付額は、200,000円以内とする。
- (5) 対象経費は、実務者研修施設に支払う授業料、実習費及び教材費等の納付金のほか参考図書、学用品、交通費及び国家試験の受験手数料等とする。

(離職した介護人材の再就職準備金)

**第4条** 再就職準備金の貸付対象者、貸付額は次のとおりとする。

- (1) 貸付対象者は千葉県に住民登録している者又は千葉県に所在する事業所又は施設に介護職員等として就労した者若しくは修了を予定している者であって、規程第5条各号に定める基準を満たすものとする。
- (2) 貸付額は400,000円以内とする。ただし、貸付額は再就職する際に必要となる次に掲げる経費に充当するものであり、規程第5条第1項第4号に規定するの再就職準備金利用計画書により用途を確認した上で貸し付けすることとする。
  - ア 子どもの預け先を探す際の活動費
  - イ 介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加費、国家試験の受験手数料又は参考図書等の購入費
  - ウ 介護職員等として働く際に必要な靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
  - エ 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
  - オ 通勤用の自転車又はバイクの購入費
  - カ その他、本会会長が再就職する際に必要な経費として適当と認める経費

(社会福祉士修学資金)

**第5条** 社会福祉士修学資金について第2条を準用する。ただし、同条第1項第4号ウについては対象としない。

(貸付方法及び利子)

**第6条** 貸付方法及び利子は次のとおりとする。

- (1) 本事業における貸付けは、本会会長と貸付対象者との契約により行うものとする。
- (2) 利子は無利子とする。

(連帯保証人)

**第7条** 連帯保証人は、貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付契約の解除)

**第8条** 貸付契約の解除決定の取消しについては次のとおりとする。

(1) 修学資金等の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）に次のアからエのいずれかに該当する事由が生じたときは、貸付けの決定を取り消すものとする。この場合において、本会会長は、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金等の貸付けを行わないものとする。

ア 退学したとき

イ 心身の故障のための修学を継続する見込みがなくなると認められるとき

ウ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき

エ 死亡したとき

オ その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

(2) 本会会長は、借受人が休学し、又は停学の処分を受け、あるいは一月以上引き続いて欠席したときは、これらの事由の生じた日の属する月の翌月分から当該事由の解消した日の属する月の分まで貸付けを行わないことができる。

(3) 本会会長は、借受人が正当な理由がなく、本会会長が定める届出、報告等を提出しないときは、貸付けを一時保留することができる。

(返還の債務の当然免除)

**第9条** 返還の債務の当然免除については次のいずれかに該当したときとする。

(1) 規程第14条第1項第1号の「国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等」には、国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設、医療型障害児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含むものとする。

(2) 社会福祉士又は介護福祉士資格取得者が規程第14条第1項「別添1の職種若しくは別添2の職種又は当該施設の長」（以下「別添1の職種等」という。）として従事することができなかった場合であって、養成施設卒業後1年以内に別添1の職種等以外の職種に採用された者については、本会会長が本人の申請に基づき別添1の職種等に従事する意思があると認めた場合、規程第14条第1項第1号（規程第14条第1項第4号において準用する場合を含む。以下、3において同じ。）、規程第14条第1項第1号及び第14条第1項第4項の「卒業した日から1年以内」を、「卒業した日から2年以内」と読み替える。

(3) 規程第14条第1項第1号から第3号及び第17条第2項第2号の「他種の養成施設等」は、介護福祉士養成施設卒業者の場合は社会福祉士養成施設、社会福祉士養成施設

卒業者の場合は介護福祉士養成施設に限る。

- (4) 規程第14条第1項第1号から第3号、第14条第1項第4号、第15条及び第17条第3項第2号の「その他やむを得ない事由」は、例えば育児休業等の規程第14条に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。
- (5) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合（介護福祉士実務者研修受講資金又は社会福祉士修学資金の貸付を受けた場合に限る。）であつて、本会会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると認めた場合、規程第14条第1項第2号、第14条第1項第4号において準用する第14条第1項及び第15条第1項第4号に規定する「卒業した日」を、「国家試験に合格した日」と読み替える。
- (6) 規程第14条第1項に規定する返還免除対象期間、規程第14条第1項第2号、第14条第1項第3号の「2年」の計算については、次のとおりとする。
- ア 5年 在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上
- イ 3年 在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上
- ウ 2年 在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上
- なお、ホームヘルパー・家政婦等の業務に従事した者に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含めて差し支えないものとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。

(返還債務の裁量免除)

**第10条** 返還債務の裁量免除は、相続人や連帯保証人へ請求を行つてもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。

- (1) 規程第18条第1項の返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行つてもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。
- (2) 裁量免除の額は、県内において、規程第14条に規定する業務に従事した期間（第9条第1項第6号と同様）を、本事業による貸付けを受けた期間（この貸付けを受けた期間の考え方は第9条第1項第6号と同様であり、1年を180日として換算することを標準とする。なお、この期間が2年に満たないときは360日とする。）の2分の5（中高年離職者等については2分の3）に相当する期間（実務者研修受講資金貸付事業及び再就職準備金貸付事業の貸付額については360日）で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(申請・届出等の書式)

**第11条** この運営要領における手続きにおいて必要な様式は、別表のとおりとする。

(帳簿書類)

**第12条** 本会会長は、資金の取扱いに当たっては、事務分掌を明確に定め、次の帳簿書類を備え付け、常に責任の所在及び貸付業務の実施状況を明らかにしておかなければならない。

- (1) 介護福祉士修学資金等貸付台帳
- (2) 介護福祉士修学資金等貸付者管理票
- (3) 総勘定元帳
- (4) 収入伺・支出伺
- (5) 預金通帳
- (6) 貸付決定（不承認）通知書の写
- (7) 償還金支払免除承認（不承認）通知書の写
- (8) 財務諸表
- (9) その他本会会長が必要と認める帳簿書類

(経理の区分)

**第13条** 本会会長は、資金の貸付業務を行うに当たっては、公益事業会計におけるサービス区分を設け、明確に経理しなければならない。

(会計年度)

**第14条** 資金の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算及び決算)

**第15条** 本会会長は、毎会計年度当初に、貸付事業計画に要する費用に関する収支予算書を作成し、知事の承認を得なければならない。

2 本会会長は、毎会計年度終了後、2か月以内に決算を終了しなければならない。

(目的外使用の禁止)

**第16条** 介護福祉士修学資金等貸付事業の資金は本貸付けの目的外に使用してはならない。

(委任)

**第17条** この要領に定めるもののほか、この事業の取り扱いに関し必要な事項については、本会会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この運営要領は、平成28年5月30日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金運営要領（平成21年4月1日施行）については、この要領の施行に伴い廃止する。

3 前項により決定された事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

**附 則**

この運営要領は、平成28年12月20日から適用する。

**附 則**

この運営要領は、平成29年3月28日から施行し、平成28年10月11日から適用する。

**附 則**

この運営要領は、平成30年2月28日に一部改正し、平成29年4月1日から適用する。

**附 則**

この運営要領は、平成31年3月29日に一部改正し、平成31年4月1日から適用する。

**附 則**

この運営要領は、令和2年9月29日に一部改正し、令和2年4月1日から適用する。